

鳥取県告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので同条第17項の規定により告示する。

平成24年 5月25日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

就任した役員の氏名及び住所

理 事 村 尾 昇 八頭郡八頭町福井321-1

平成24年 3月25日就任 任期 平成25年 3月31日まで